平成２８年（フ）第２９９号
さいたま市桜区大字五関704番地１
債務者　神田　順子
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
埼玉県川口市本前川１丁目13番11号　アネックス01　101号
債務者　小山石祐悦
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５６号
埼玉県上尾市向山２丁目８番地２
債務者　小川　晴男
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
埼玉県戸田市新曽南２丁目７番28―201号
債務者　風間　譲治
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
埼玉県三郷市鷹野２丁目483番地２　サウスハウス吉田203号室、旧住所埼玉県三郷市高州１丁目108番地２　Ａｍｏｕｌ　ＲＩＫＵＧＯＵⅡ201号室
債務者　嶋崎　智一
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
沖縄県中頭郡西原町字小橋川261番地
債務者　知念真津美
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６７０号
札幌市北区北31条西８丁目３番10―101号
債務者　黒滝小百合
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７６号
札幌市白石区本郷通６丁目北３番22号　あしたばハウス２―205号
債務者　水澤　　穣
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１０号
神奈川県座間市入谷４丁目2654番地の14　カームヒルズ座間409号
債務者　細谷　歌織
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２３号
相模原市中央区由野台２丁目23番８号
債務者　廣橋　恵子
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２５号
相模原市中央区弥栄１丁目６番12号　ラメーラ104
債務者　井田　明郎
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２９号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目26番32号　パークヒルズＢ102号
債務者　中島　千恵
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３９号
相模原市中央区陽光台２丁目９番17号　ヴィクトリア陽光台103
債務者　高橋　達也
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４０号
相模原市中央区相模原２丁目13番７号　第２ＪＳビル502
債務者　佐藤　　博
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９１号
堺市西区草部７番地５　ティンバーマンション久保田302号、前住所鹿児島県霧島市国分福島３丁目34番28号　サンフラワー205号室
債務者　平野詩緒里
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２４号
大阪府河内長野市千代田台町１番１―108号、前住所東京都品川区西五反田４丁目１番８―705号
債務者　レトロエレクトロこと　板東　典子
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
堺市西区浜寺諏訪森町東１丁34番地４　アビデ諏訪森202号、前住所大阪府泉佐野市新安松１丁目３番９号
債務者　松原　智子
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係